

役員候補者ならびに運営幹部、運営協議員および支部監事の選出に関する規程

この規程は、支部規程第7条に基づく運営幹部、運営協議員及び支部監事の選任に資するため、あらかじめ各候補者を支部総会、運営協議会に推薦する手続きを定めることを目的とする。

第1章 運営幹部等推薦委員会

(運営幹部等推薦委員会の設置)

第1条 上記目的遂行のため「役員候補者ならびに運営幹部、運営協議員及び支部監事推薦委員会」(以下、「運営幹部等推薦委員会」という)を設ける。

(推薦委員会の職務)

第2条

- 1 「運営幹部等推薦委員会」は、支部規程第7条に基づき、役員候補者並びに運営幹部、運営協議員及び支部監事の定数を推薦する。
- 2 「運営幹部等推薦委員会」は、任期中に役員並びに運営幹部、運営協議員及び支部監事に欠員があった場合、協会会長又は支部長の要請に基づき、その補充のための候補者を推薦しなければならない。

(定数)

第3条

- 1 推薦委員の定数は7名以上9名以内とする。
- 2 委員のうち1名を委員長とし、必要に応じ副委員長を置くことができる。

(委嘱)

第4条 支部長を除く推薦委員で第7条の基準に基づいて選任された者は、支部長が委嘱する。

(委員長等の選任)

第5条 委員長、副委員長は委員の互選による。

(選任基準)

第6条

- 1 推薦委員の選任についてはつぎの基準による。
 - (1) 運営幹部より運営幹部会の推薦による者2名。うち1名は支部長とする。
 - (2) 運営協議員(運営幹部を含む)より運営協議会において推薦する者7名以内

(任期)

第7条

- 1 推薦委員の選任は役員候補者及び運営幹部等を選任すべき年の1月に行い、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員により選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行わなければならない。

(開催)

第8条

- 1 推薦委員会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 委員長が必要と認めたとき
 - (2) 協会定款第30条に基づき、協会理事候補者の推薦が必要になったとき
 - (3) 支部規約第7条に基づき、運営幹部、運営協議員ならびに支部監事のいずれかの候補者の推薦が必要となったとき

(議長)

第9条 推薦委員会の議長は委員長とする。

(表決)

第10条

- 1 推薦委員会は委員総数の過半数の出席により表決することができる。ただし、あらかじめ書面をもって意思を表示した者は出席したものとみなす。
- 2 推薦委員と各種被推薦者とが重複する場合、当該推薦委員は表決に参加することはできない。
- 3 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは委員長の決するところによる。

(議事録等)

第11条

- 1 推薦委員会の議事については議事録を作成し、委員長および議事録署名人が署名する。
- 2 委員会に出席した者は、委員会の議事の内容および委員会において知りえた事項等について、故なく他に漏らしてはならない。

第2章 協会理事候補者の推薦

(推薦の基準)

第12条

- 1 協会定款第15条および協会の「役員候補者の推薦に関する内規」に定めるところに基づき推薦する。
- 2 候補者は、定款第4条の目的を理解し、中・長期的なビジョンをもち、協会運営についての理解と広い視野に立って指導性を発揮できる者であること。

(推薦の手続き)

第13条

- 1 委員会において推薦すべき協会理事候補者を決定したときは、委員長は速やかに支部長に報告しなければならない。
- 2 支部長は、運営幹部等推薦委員会から協会理事候補者の推薦を受けたときは、速やかに運営幹部会を招集してその承認を得て後に、当該支部の役員候補者推薦委員会委員に通知しなければならない。

第3章 運営協議員候補者の推薦

(推薦の根拠)

第14条

- 1 運営協議員及び運営幹部候補者は支部規程第6条並びに第7条第1項及び同第2項に定めるところに基づき推薦する。
- 2 候補者推薦の基準は次条に定めるところによる。

(推薦の基準)

第15条

- 1 運営協議員候補者は、日常的に支部運営に関わることができる者であって、支部運営についての理解と広い視野に立って指導性を発揮できる者であること。
- 2 候補者の選任にあたっては、支部業務の執行に携わるうえでの適材適所に配慮するとともに、支部が管轄する地域、会員経歴、年齢、性別構成にも配慮しなければならない。
- 3 次条の定めるところにより、推薦委員会が行う所定の手続きを経て会員が立候補した場合委員会は候補者の推薦にあたりその者を検討の対象者として加えなければならない。

(立候補の受付)

第16条

- 1 委員会は候補者を推薦するにあたり、支部に所属する会員を対象に事前に立候補者を募らなければならない。
- 2 会員は、支部に所属する会員20名以上の推薦を得て立候補することができる。

(候補者の推薦)

第17条 委員会は、運営協議員候補者を決定すると同時に、同候補者中より支部長をはじめ運営幹部候補者も決定する。

(報告)

第18条 委員会において運営協議員候補者及び運営幹部候補者が 決定したとき、委員長はその内容を支部長に報告する。

(支部総会付議手続き)

第19条 支部長は、委員長から運営協議員及び運営幹部候補者に関する報告を受けた後、同内容を運営幹部会及び運営協議会に報告し承認を得、同報告内容を支部総会議案として付議する手続きを行う。

第4章 支部監事候補者の推薦

(推薦の根拠)

第20条 支部監事候補者は、支部規程第6条及び第7条第3項に定めるところに基づき推薦する。

(推薦の基準)

第21条 支部監事候補者の推薦にあたっては第15条を準用する。

(立候補の受付)

第22条 支部監事立候補者の扱いについては第16条を準用する。

(報告)

第23条

- 1 委員会において支部監事候補者が決定したときは、委員長は支部長に報告する。
- 2 支部長は、委員会が推薦する支部監事候補者について支部総会に報告する。

(支部総会付議手続き)

第24条 支部長は、委員長から支部監事候補者に関する報告を受けた後、同内容を運営幹部会及び運営協議会に報告し承認を得、同報告内容を支部総会議案として付議する手続きを行う。

附則

- 1 この内規は平成16年5月30日より施行する。
- 2 この内規は平成25年6月9日より施行する。
- 3 この規程は平成29年1月14日より施行する。